## 個人番号通知届出書

## 株式会社 SBI ネオトレード証券 御中

ログ	イン ID						ご記入日	1	年	月	日
	₹	_			電	話番号	_		_		
ご 住 所			都 道府 県								
ĵ	(フリガナ	-)					生年月日		年	月	日
ご氏名											
個 (マイ	人番号 'ナンバー)					***************************************					

私は、以下の規定により、個人番号を告知します。									
区分	根拠条文								
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続におけ								
の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利	る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関								
子・国外投資信託等の配当	する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第 16 条第 5 項、所得税法施行規則								
1 日/11以及旧记号》7 出日	(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 51 条第 3 項								
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続におり								
株式等の譲渡の対価の受領者	る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関								
	する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第 16 第 13 項								
貴社に提出している申請書につき、以下の規定により、	貴社に提出している申請書につき、以下の規定により、個人番号を告知いたします。								
区分	根拠条文								
区分 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益	根拠条文								
	根拠条文 所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 49 条第 2 項、第 52 条第 2 項								
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益									
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利									
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益 の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利 子・国外投資信託等の配当	所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 49 条第 2 項、第 52 条第 2 項								
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益 の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利 子・国外投資信託等の配当 株式等の譲渡の対価の受領者	所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 49 条第 2 項、第 52 条第 2 項 所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 54 条第 2 項								
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益 の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利 子・国外投資信託等の配当 株式等の譲渡の対価の受領者 配当等とみなす金額の交付	所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 49 条第 2 項、第 52 条第 2 項 所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 54 条第 2 項 所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 55 条								
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益 の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利 子・国外投資信託等の配当 株式等の譲渡の対価の受領者 配当等とみなす金額の交付 償還金等の交付 特定口座(特定口座開設済みのお客様)	所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 49 条第 2 項、第 52 条第 2 項 所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 54 条第 2 項 所得税法施行規則(平成 26 年 7 月 9 日財務省令第 53 号)附則第 55 条								

## 非課税口座(非課税口座開設済みのお客様)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 8 条第 5 項により、個人番号を告知いたします。

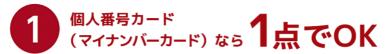
### ≪社用欄≫

確認書類の名称							
個	•	通	•	住	•	運	

一次確認	二次確認	入力者	入力確認者

受入日: 入力日:





個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちのお客様は、その1点の両面をお送りください。送付方法は、携帯電話かスマートフォンで撮影しお送りいただく方法が便利です。





# 2

# 顔写真付きの本人確認書類 2点必要をお持ちの場合、

個人番号カード(マイナンバーカード)がなく、顔写真付きの本人確認書類を お持ちの場合、次の2点の書類が必要です。

1 点目:マイナンバー「通知カード」か「マイナンバー記載の住民票」

通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 証券 太郎
住所 ○○県□□市△△町 1-2-3
平成○中○の申○の申○日生 世家 月 売付日 平成 7年の中の





2点目:顔写真入り本人確認書類 どれか1つ



#### 顔写真入りの本人確認書類

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- パスポート
- 在留カード
- 特別永住証明書

# 3 顔写真付きの本人確認書類 3点必要 がない場合

個人番号カード(マイナンバーカード)がなく、顔写真付きの本人確認書類がない場合、次の3点の書類が必要です。ただし、1点目の書類が「マイナンバー記載の住民票」の場合、2点で構いません(2点目の本人確認書類1つ)。

**1** 点目:マイナンバー「通知カード」か「マイナンバー記載の住民票」







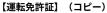
2点目・3点目: つぎの本人確認書類の中から2つ

## この中から2つ

※1点目が「マイナン バー記載の住民票」 の場合、この中から1つでOK(合計2点)

- 各種健康保険証
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書

#### 本人確認書類





- ①「住所」「氏名」「生年月日」が鮮明に確認できるコピーをご提出くださ W
- ②有効期限内であることをご確認ください。
- ・③裏面に記載がある場合は、裏面のコピーもご提出ください。
- ・ ※当該書面は、公安印が鮮明に確認できるものをご用意ください。

#### 【パスポート】 (コピー)



- ①「住所」「氏名」が鮮明に確認できるコピーをご提出ください。
- ②「生年月日」が鮮明に確認できるコピーをご提出ください。
- ③有効期限内であることをご確認ください。
- ④パスポート番号が確認できるコピーをご提出ください。
- ・ ※顔写真ページと所持人記入欄ページが鮮明に確認できるページのコピーを ご提出ください(上記①~④が確認できるページをご提出ください)。

#### 【住民票の写し】(コピー可)



- ・①「住所」「氏名」「生年月日」が鮮明に写っていることをご確認くださ い。
- ・ ②発行日から6ヶ月以内であることをご確認ください。
- ・ ③発行日・発行印のあるページも併せてご提出ください。
- ・ ※発行が複数枚にわたる場合には、全てのページをご提出ください。

#### 【在留カード】(コピー)



- ・①「住所」「氏名」「生年月日」および「国籍」が鮮明に写っているかご確 認ください。
- ②有効期間内であることをご確認ください。
- ③裏面に記載事項がある場合は、裏面も併せてご提出ください。

#### 【特別永住者証明書】(コピー)



- ①「住所」「氏名」「生年月日」および「国籍」が鮮明に写っているかご確 認ください。
- ②有効期間内であることをご確認ください。
- ③裏面に記載事項がある場合は、裏面も併せてご提出ください。

#### 【印鑑登録証明書】(コピー可)



- ①「住所」「氏名」「生年月日」が鮮明に写っていることをご確認くださ L١٥
- ・ ②発行日から6ヶ月以内であることをご確認ください。
- ・ ※当該書面は、印章が鮮明に確認できるものをご用意ください。

## 【各種健康保険証】(コピー)



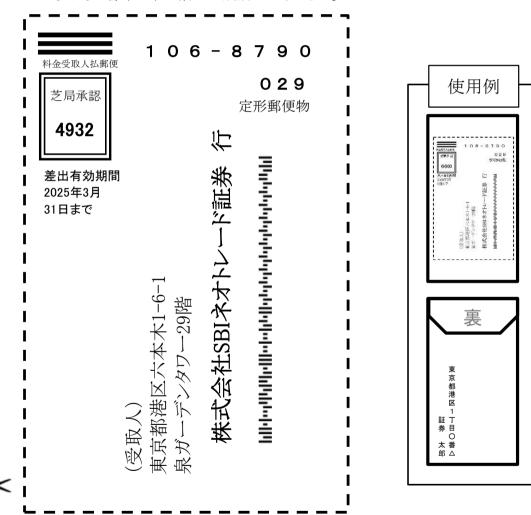
- ①「住所」「氏名」「生年月日」が鮮明に確認できるコピーをご提出くださ
- ②住所をご記入いただき、裏面のコピーも併せてご提出ください。
- ・ ※有効期限の記載がある場合は、有効期限内であることをご確認ください。
- ・ ※当該書面は、印章が鮮明に確認できるものをご用意ください。

# 【返信用封筒宛名ラベル】

## <ご利用時のお願い>

- ・印刷はA4普通紙(白色)に黒色の印字でお願いいたします。
- ・切り取り線に沿って裁断し、定形封筒  $(9\sim12\text{cm}\times14\sim23.5\text{cm})$  にのり付けしてください。
- ・投函する際、のり付けが剥がれた箇所がないかご確認の上、投函してください。
- ・封筒の裏面にご住所・氏名を明記してください。
- ・出力サイズの変更(拡大・縮小)はしないでください。





※弊社ではお客様に封筒ラベルの印刷を委託しております。本ラベルの第三者への譲渡等を禁止いたします。